

深川西町保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、深川西町保育所が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 揺籃会
所在地	深川市納内町2丁目2番20号
電話番号	0164-34-5635
代表者氏名	理事長 永倉 隆太郎

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	深川西町保育所
施設の所在地	深川市西町22番14号
連絡先	電話番号0164-22-7881 FAX0164-26-2003
管理者	所長 遊佐 英樹
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 30人 満1歳以上満3歳未満の児童 14人 満1歳未満の児童 6人
開設年月日	昭和52年 2月 1日
事業所番号	0122851000069

3 目的・運営方針

深川西町保育所（以下「保育所」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 保育所は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 保育所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	4325.28 m ²
	園庭	753.00 m ²
園舎	構造	鉄骨造ルーフイング [※] ふき平屋建
	延べ面積	683.57 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	さくらんぼ組(0歳児クラス)
ほふく室	1室	もも組(1歳児クラス)
保育室	4室	りんご組(満2歳児クラス)、いちご組(満3歳児クラス)、ぶどう組(満4歳児クラス)、めろん組(満5歳児クラス)について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
給食室	1室	
相談室	1室	

5 職員の設置状況(令和6年4月1日の状況)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
所長	1	1		
総務主任	1	1		
主任保育士	1	1		
副主任保育士	1	1		
保育士	14	10	4	
代替保育士	2		2	
准看護師	1	1		
管理栄養士	1	1		
調理員	2	1	1	

当園では、「深川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年深川市条例第11号)」に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。なお、入所児童数などによっては、上記の員数と異なることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

月曜日から土曜日の保育時間（10.5時間）	午前7時30分から午後6時まで
延長保育時間	なし

(2) 保育短時間認定に係る保育時間





月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時30分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後6時まで

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育及び延長保育の提供

毎日の保育の流れ

時間	0・1・2歳児	3・4・5歳児	延長保育
7:30	保育標準時間保育開始	保育標準時間保育開始	
8:30 9:15	保育短時間保育開始 おやつ 遊び（室内外）・散歩	保育短時間保育開始 ・遊び（室内外） 課題保育	
11:00 11:15	食事	食事	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <small>保育短時間の 延長保育</small>  </div> <div style="text-align: center;"> <small>保育標準時間の 延長保育</small>  </div> </div>
12:00	お昼寝 （年齢によって前後します）		
12:15		お昼寝 （年齢によって前後します）	
15:00 15:15	目覚め おやつ	目覚め おやつ	
15:30	順次降園	順次降園	
16:30	保育短時間終了	保育時間短時間終了	
18:00	保育標準時間終了 閉園	保育時間標準終了 閉園	

お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にあるたこ公園、グリーンパークなどにお散歩に行きます。

(2) 畑作り

畑で色々な野菜を作り土に触れ、成長課程を五感で感じています。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	11時頃	15時15分頃	
1歳児	9時15分頃	11時頃	15時15分頃	
2歳児	9時15分頃	11時頃	15時15分頃	
3歳児		11時15分頃	15時15分頃	
4歳児		11時15分頃	15時15分頃	
5歳児		11時15分頃	15時15分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) 健康診断

保育所では、定期健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断 全園児（年2回）、歯科健診 全園児（年2回）

(5) その他

保育所に入所していないお子さまを、保護者が就業、通院、看護、冠婚葬祭等家庭での保育が一時的に困難となる理由で一時預かり保育を行います。

9 保育料等

保育料	保護者が居住する市町村が定める額 (その市町村にお支払ください。)
延長保育料	保護者が居住する市町村が定める額
主食提供	
その他実費に関する料金	

当園にお支払いいただいた上記費用につきましては、領収書を交付いたします。
ただし、口座引落の場合は、希望者のみ領収書を交付いたします。

10 利用の終了に関する事項

保育所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

保育所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 小児科・感染症内科

医療機関の名称	津田こどもクリニック
医 院 長 名	津田 尚也
所 在 地	深川市5条9番6号
電 話 番 号	0164-34-5311

- (2) 歯科

医療機関の名称	舟山歯科医院
医 院 長 名	舟山 武
所 在 地	深川市文光町12番25号
電 話 番 号	0164-23-2255

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ 医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：	保護者記入欄
緊急連絡先①	住 所： 電 話 番 号： 氏 名： 続 柄：	保護者記入欄
緊急連絡先②	住 所： 電 話 番 号： 氏 名： 続 柄：	保護者記入欄

<近隣の緊急連絡先>

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

保育所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

保育所 ご利用相談窓口	・窓口担当者 中野 絢子 ・ご利用時間 8:30～ 18:00 ・電話番号 0164-22-7881 FAX 0164-26-2003 担当者が不在の場合は、保育所職員までお申し出ください。	
	第三者委員	坂本 政之
轡田 光章		電話番号 0164-24-2558 円覚寺前住職
		余合 範子

※ 保育所では、上記のほか、所内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	保育所が定めた消防計画書により対応いたします。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

<保育所近隣の広域避難場所，一時避難場所，避難所は次のとおりです。>

広域避難場所	深川市立深川小学校
一時避難場所	保育所運動場
避難所	深川市立深川小学校

1.5 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

保育所では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	給食・郊外活動
保険金額	51,270 円（金額は毎年変動あり）

1.6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	保育所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動，営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

保育所における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：深川西町保育所

説明者職名：所長

氏名 遊佐 英樹

重要事項説明同意書

-
私は、本書面に基づいて深川西町保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

印

保護者氏名：

児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設等の中で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

深川西町保育所

所長 遊佐 英樹 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：